



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年4月8日（金） 第9991号

目次

ページ

告 示

○免税軽油使用者証の無効（税務課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
○同	3

公 告

○群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程（廃棄物・リサイクル課）	4
○土地改良区役員の就任の届出（農村整備課）	5
○土地改良区の定款変更認可（同）	5
○土地改良事業の工事の完了（同）	5
○都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課）	6
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（同）	6
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（同）	6

監査委員公告

○監査結果の公表	7
○同	14
○監査結果に基づく措置状況	18

落 札

○落札者等の決定（会計管理課）	19
○同	20

■ 告 示

◎群馬県告示第100号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を交付した事務所	亡失年月日
農業	08-00198	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	利根沼田行政県税事務所	令和4年3月15日

◎群馬県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	桐生足利藤岡自転車道線	桐生市三吉町二丁目101番の3地先から同市小梅町85番の11地先まで	前	3.2～5.8	419.1
			後	3.0～3.3	419.1

◎群馬県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	桐生足利藤岡自転車道線	桐生市三吉町二丁目101番の3地先から同市小梅町85番の11地先まで	令和4年4月8日

## ◎群馬県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	145号	吾妻郡東吾妻町大字松谷字新井5112番地先から同郡同町大字同字久々戸178番の1地先まで	令和4年4月8日

■ 公 告

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年四月八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程  
群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程(平成十一年九月二十八日制定)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「審査会の長は、前項の規定による諮問に対する答申を行うに当たり必要と認める場合」を「知事は、技術指導等をする場合その他必要があると認めるときは」に改める。

第三十四条第二項中「前項」の下に「の規定」を加え、「廃棄物・リサイクル課長」を「環境森林部長又は廃棄物・リサイクル課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に改正前の群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の規定により行われた手続は、改正後の群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の相当規定により行われた手続とみなす。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
赤谷川沿岸	理 事	再 任	林一彦	利根郡みなかみ町大字猿ヶ京温泉876番地
	同	同	生津雄也	同 同 同 1121番地
	同	同	林静雄	同 同 大字相俣17番地1
	同	同	小室光三	同 同 同 1384番地1
	同	同	木内利夫	同 同 大字西峰須川211番地
	同	同	本多貞良	同 同 大字東峰70番地
	同	同	本多政雄	同 同 同 84番地
	同	同	本多剛	同 同 大字須川1番地
	同	同	大川晃	同 同 同 759番地
	同	同	原澤汪	同 同 同 770番地
	同	同	梅澤俊二	同 同 同 785番地
	同	同	阿部賢一	同 同 同 1655番地
	監 事	同	田村賢司	同 同 大字猿ヶ京温泉958番地
	同	同	林貞彦	同 同 大字相俣17番地2
同	同	本多秀律	同 同 大字東峰100番地	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により松義台地土地改良区の定款の変更を令和4年3月31日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の工事が完了したので公告する。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良事業の名称	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業（用排水施設整備工事）	大間々用水	令和4年3月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中之条都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 中之条都市計画道路 3・4・3号 名久田竜ヶ鼻線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 中之条町伊勢町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部中之条土木事務所及び中之条町建設課
- 4 縦覧期間 令和4年4月8日から同月22日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画用途地域 駒寄スマートIC周辺地区及び山王駒形地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年3月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画地区計画 駒寄スマートIC周辺地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年3月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

**■ 監査委員公告**

◎監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年4月8日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 岸 善一郎  
 同 井下 泰伸

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和2年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和3年5月31日まで）  
令和3年度会計（令和3年4月1日から監査基準日まで）
  - (2) 監査対象機関 地域機関等91機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 1件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
  - (1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
伊勢崎保健福祉事務所 (令和4年3月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

- (2) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

渋川保健福祉事務所 (令和4年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
-------------------------	------------------------------

## (3) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡保健福祉事務所 (令和4年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (4) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡保健福祉事務所 (令和4年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (5) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻保健福祉事務所 (令和4年3月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (6) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田保健福祉事務所 (令和4年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 東部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
太田保健福祉事務所 (令和4年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林保健福祉事務所 (令和4年3月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (8) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生保健福祉事務所 (令和4年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。



## (9) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
近代美術館 (令和4年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
歴史博物館 (令和4年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然史博物館 (令和4年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (10) 生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
女性相談所 (令和4年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま学園 (令和4年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (11) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
衛生環境研究所 (令和4年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発達障害者支援センター (令和4年2月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
こころの健康センター (令和4年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品安全検査センター (令和4年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (12) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
林業試験場 (令和4年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (13) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

水産試験場 (令和4年2月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
畜産試験場 (令和4年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (14) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
計量検定所 (令和4年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (15) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
東毛工業用水道事務所 (令和4年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第一水道事務所 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第二水道事務所 (令和4年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (16) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部教育事務所 (令和4年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻教育事務所 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総合教育センター (令和4年2月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習センター (令和4年2月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
勢多農林高等学校 (令和4年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋工業高等学校 (令和4年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋商業高等学校 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等学校 (令和4年2月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

高崎東高等学校 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北高等学校 (令和4年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
榛名高等学校 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎女子高等学校 (令和4年2月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎工業高等学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎商業高等学校 (令和4年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生高等学校 (令和4年2月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生工業高等学校 (令和4年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等学校 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎清明高等学校 (令和4年2月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎興陽高等学校 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎工業高等学校 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎商業高等学校 (令和4年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等学校 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田東高等学校 (令和4年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田女子高等学校 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田工業高等学校 (令和4年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田暁高等学校 (令和4年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田フレックス高等学校 (令和4年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根実業高等学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

館林高等学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林女子高等学校 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川青翠高等学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業高等学校 (令和4年3月16日)	(注意事項) 群馬県が行う工事の積算は、「群馬県建築工事共通費積算基準」（以下「積算基準」という。）及び「群馬県建築工事積算要領」（以下「積算要領」という。）を適用する場合、共通費の算定は、工期を用いて算定式により算出することとされている。 当該機関が発注した空調設備工事の共通費については、「積算基準」及び「積算要領」を適用しており、工期を6.1か月として算定すべきところを、4.0か月として算定していたため、工事価格が660,000円の過小積算となっていた。
藤岡中央高等学校 (令和4年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡高等学校 (令和4年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吉井高等学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
万場高等学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下仁田高等学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻中央高等学校 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原高等学校 (令和4年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
嬭恋高等学校 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
板倉高等学校 (令和4年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央中等教育学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
盲学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
豊学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しるがね特別支援学校 (令和4年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等特別支援学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和4年2月24日)	
赤城特別支援学校 (令和4年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎特別支援学校 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉特別支援学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉高等特別支援学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生特別支援学校 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎特別支援学校 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等特別支援学校 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田特別支援学校 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林特別支援学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等特別支援学校 (令和4年3月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川特別支援学校 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (17) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋東警察署 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡警察署 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中警察署 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田警察署 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生警察署 (令和4年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田警察署	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和4年2月22日)	
吾妻警察署 (令和4年3月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原警察署 (令和4年2月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年4月8日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 岸 善一郎  
 同 井下 泰伸

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和2年度会計
  - (2) 監査対象団体 14団体
- 4 監査の主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 団体別監査結果

監査対象団体	公益財団法人群馬県観光物産国際協会
監査年月日	令和3年12月7日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部、産業経済部、企業局 (1) 県出資金及び出捐金 864,000,000円（県出資比率 88.7%） (2) 補助金 60,977,228円 ・群馬県観光物産国際協会運営費補助金 ・群馬県外国人未払医療費対策事業補助金 (3) 負担金 17,500,000円 ・群馬県観光物産国際協会事業負担金

監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
-------	------------------------------

監査対象団体	公益財団法人群馬県産業支援機構
監査年月日	令和3年12月20日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出捐金 613,050,000円（県出資比率 80.3%） (2) 補助金 206,234,674円 ・公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金 ・令和2年度地方創生起業支援事業費補助金 ・群馬県中小企業経営資源強化対策事業費等補助金 （小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金、中小企業経営資源強化対策事業費補助金、下請中小企業取引情報提供等事業費補助金、海外展開支援事業費補助金、中小企業・小規模事業者人材対策事業費補助金、中小企業地域資源活用等促進事業費補助金） (3) 貸付金 新規貸付 0円 残高 2,588,000円 ・群馬県小規模企業者等設備導入資金貸付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県青少年育成事業団
監査年月日	令和3年12月22日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 県出捐金 104,000,000円（県出資比率 49.9%） (2) 公の施設の管理（指定管理） ・群馬県青少年会館 指定管理料 74,415,390円 （利用料金制）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	J A 邑楽館林千代田町緑化組合
監査年月日	令和3年12月23日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・多々良沼公園 指定管理料 32,000,000円 （利用料金制）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会
監査年月日	令和4年1月7日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出資金 15,000,000円（県出資比率 50.6%） (2) 補助金 198,698,975円 ・群馬県蚕糸園芸振興事業補助金

	(指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業資金造成費補助、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業資金造成費補助、県青果物生産出荷安定事業資金造成費補助、価格差補給事業推進費補助)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター
監査年月日	令和4年1月12日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 県出捐金 2,300,000円(県出資比率 46.0%) (2) 補助金 16,891,833円 ・群馬県生活衛生関係営業対策事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団及び群馬県ビルメンテナンス協同組合の共同体
監査年月日	令和4年1月12日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県社会福祉総合センター 指定管理料 116,209,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県馬事公苑
監査年月日	令和4年1月12日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 200,000,000円(県出資比率 100.0%) (2) 交付金 群馬県馬事公苑自主事業給付金 4,741,300円 (3) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県馬事公苑 指定管理料 19,211,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人桐生地域地場産業振興センター
監査年月日	令和4年1月12日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出捐金 10,000,000円(県出資比率 39.8%) (2) 補助金 3,500,000円 ・群馬県繊維産業産地活性化推進補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団及び公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会の共同体
--------	--



監査年月日	令和4年1月20日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立点字図書館 指定管理料 40,965,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
監査年月日	令和4年1月26日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	警察本部 (1) 県出捐金 512,275,000円(県出資比率 82.1%) (2) 補助金 3,870,000円 ・群馬県暴力追放運動推進センター活動補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団
監査年月日	令和4年2月2日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部、産業経済部 (1) 県出捐金 100,000,000円(県出資比率 66.7%) (2) 補助金 81,243,000円 ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団県費補助金 ・群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県蚕糸振興協会
監査年月日	令和4年2月10日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 662,500,000円(県出資比率 53.9%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立日本絹の里 指定管理料 96,470,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県漁業増殖基金協会
監査年月日	令和4年2月14日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 249,000,000円(県出資比率 98.3%) (2) 補助金 300,000円 ・群馬県蚕糸園芸振興事業補助金 (県内産アユ種苗購入事業費補助)

監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
-------	------------------------------

◎監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 岸 善一郎  
 同 井下 泰伸

監査対象機関	農林大学校
監査結果の公表年月日	令和4年1月11日（群馬県報第9967号）監査公表第2号
監査の結果	（注意事項） 所得税法第183条第1項において、源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税は、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日（当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日）までに納付しなければならないとされている。 当該機関は、令和3年6月30日に支給した会計年度任用職員25名の期末手当から控除した所得税及び復興特別所得税235,726円について、納付期限が同年7月12日であったが、同月21日まで所轄税務署に納付しなかったため、不納付加算税11,500円が発生した。
講じた措置	再発防止を図るため、総務係で管理する経理処理予定カレンダーに年2回の期末手当分の所得税納付を明記するとともに、歳計外現金残額の確認や支払確認を複数の職員が毎月行うこととした。

監査対象機関	前橋産業技術専門校
監査結果の公表年月日	令和4年1月11日（群馬県報第9967号）監査公表第2号
監査の結果	（注意事項） 当該機関は、地方自治法第238条の4第2項第4号及び群馬県公有財産事務取扱規則第41条第1項に基づき、分掌する行政財産である建物に自動販売機を設置する者と、平成29年4月1日から平成34年3月31日までを貸付期間とする県有財産賃貸借契約を平成29年3月13日付けで締結した。 令和元年10月からの消費税等の税率改正に係る総務部管財課長通知「行政財産使用許可等に係る消費税率等の取扱いについて」（平成31年1月31日管第220-1号）において、資産の貸付等のうち一定のものについては、改正前の税率（8%）を適用することとするなどの経過措置を講じることとされている。当該契約はこれに該当していたが、令和2年度及び令和3年度の賃貸借料について、消費税率等を10%とする金額に変更する契約を令和元年10月1日付けで締結したため、当該年度分として徴収した賃貸借料の額が、37,068円過大となっていた。
講じた措置	令和4年1月6日付けで消費税率等を8%とする変更契約（令和2年度の賃借料から適用）を自動販売機を設置する者と締結し、過大となっていた令和2年度・令和3年度の賃貸借料37,068円を令和4年1月31日に還付した。

	<p>今後は、関係通知や複数人による確認を徹底し、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>
--	---

監査対象機関	ぐんま天文台
監査結果の公表年月日	令和4年1月11日（群馬県報第9967号）監査公表第2号
監査の結果	<p>（注意事項）                  会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員）には、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第7条で、通勤に係る費用弁償を支給することとされており、その額は、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則第19条第1項第2号ロ及びハで定められている。                  当該機関が任用したパートタイム会計年度任用職員に支給した通勤に係る費用弁償の額について、次の誤りがあった。                  (1) 3名のパートタイム会計年度任用職員の令和3年4月分から同年8月分までの5か月間の通勤に係る費用弁償の額について、距離別支給額を誤ったため、4,120円の過大支給であった。                  (2) 1名のパートタイム会計年度任用職員の令和2年11月分から令和3年8月分までの10か月間の通勤に係る費用弁償の額について、通勤距離を誤ったため、48,200円の過小支給であった。</p>
講じた措置	<p>通勤に係る費用弁償を正しい額で再認定するとともに、支給超過額については、令和3年11月10日支払いの10月分の通勤に係る費用弁償で相殺処理を行った。                  また、支給過少額については、令和3年11月10日支払いの10月分の通勤に係る費用弁償に加算して支給を行った。                  今後は、再発防止を図るため、認定を行う際には、電子地図の計測結果を添付し、当該年度の支給額を確認した上で、複数の職員によるチェックを徹底することとした。</p>

監査対象機関	ぐんま昆虫の森
監査結果の公表年月日	令和4年1月11日（群馬県報第9967号）監査公表第2号
監査の結果	<p>（注意事項）                  地方公共団体が随意契約により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財務規則第188条で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。                  当該機関は、予定価格1,289,750円（税込）の令和3年度群馬県立ぐんま昆虫の森収蔵庫燻蒸業務の委託契約について、令和3年8月10日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。</p>
講じた措置	<p>再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係法令に則した適正な事務処理を徹底するよう職員に周知したほか、財務規則等に関わる勉強会や研修を、年度初めに行うこととした。                  今後の事務処理にあたっては、関係法令の適合性に留意し、複数職員による確認をより徹底することで、再発防止に努めることとした。</p>

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一太

1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び落札金額

購入物品	予定数量	落札金額
Canon LBP842C用トナーカートリッジ及び回収トナーボックス		
ア トナーカートリッジ（ブラック）（大容量）	662本	20,900円/本
イ トナーカートリッジ（イエロー）（大容量）	210本	26,120円/本
ウ トナーカートリッジ（マゼンタ）（大容量）	189本	26,120円/本
エ トナーカートリッジ（シアン）（大容量）	248本	26,120円/本
オ トナーカートリッジ（ブラック）（通常容量）	17本	14,530円/本
カ トナーカートリッジ（イエロー）（通常容量）	5本	17,950円/本
キ トナーカートリッジ（マゼンタ）（通常容量）	5本	17,950円/本
ク トナーカートリッジ（シアン）（通常容量）	5本	17,950円/本
ケ 回収トナーボックス	45本	2,800円/本

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 入札公告をした日 令和4年2月8日

次のとおり落札者を決定した。

令和4年4月8日

群馬県知事 山本 一太

1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び落札金額

購入物品	予定数量	落札金額
EPSON Offirio LP-S8160用リサイクルプリンタトナー、感光体ユニット及び廃トナーボックス		
ア リサイクルプリンタトナーブラック	1,573本	6,600円/本
イ リサイクルプリンタトナーイエロー	674本	9,100円/本
ウ リサイクルプリンタトナーマゼンタ	590本	9,100円/本
エ リサイクルプリンタトナーシアン	651本	9,100円/本
オ 感光体ユニットモノクロ	320本	8,400円/本
カ 感光体ユニットカラー	621本	8,400円/本
キ 廃トナーボックス	262本	1,400円/本

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521番地の8
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 入札公告をした日 令和4年2月8日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---